

## 税制上の優遇措置について

公益社団法人愛知県緑化推進委員会への寄附金（緑の募金、賛助会費）は、その全額を公益目的事業に使用するため、特定公益増進法人への寄附金として、次のような法人税、所得税及び個人住民税の優遇措置があります。

また、一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

### 法人の場合

寄付金の額の合計を、特別損金算入限度額まで、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入できます。

$$\text{特別損金算入限度額} = \{(\text{資本金} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%)\} \div 2$$

※なお、寄附金のうち別枠で損金に算入できなかった金額は、一般の寄附金として損金に算入することになります。

$$\begin{array}{l} \text{一般の寄附金の} \\ \text{損金算入限度額} \end{array} = \{(\text{資本金} \times 0.25\%) + (\text{所得金額} \times 2.5\%)\} \div 4$$

### 個人の場合

所得税	1. 税額控除方式：(寄付金の額の合計－2,000円)×40% = 税額控除額 2. 所得控除方式：寄付金の額の合計－2,000円 = 所得控除額 以上2方式のうち、有利な方式を選択します
個人住民税	(寄付金の額の合計－2,000円)×10%(最大) = 税額控除額 なお、所得税の確定申告をすれば、自動的に個人住民税の申告をしたこととなります。

税の優遇措置を受ける場合は、当委員会が発行する「領収書」を添付し申告手続きを行ってください。

なお、詳細につきましては、所管の税務署や自治体にお問い合わせください。

参考サイト	国税庁 寄附金を支出したとき <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm</a>
	愛知県 条例指定寄附金の取扱いについて <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000021605.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000021605.html</a>



### 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号（愛知県三の丸庁舎内）

TEL (052)963-8045 FAX (052)963-8491

E-mail [info@midori-aichi.jp](mailto:info@midori-aichi.jp) Website <http://www.midori-aichi.jp/>